



いみず 市議会だより

No.12

平成20年10月31日発行



竹内源造氏の鏝絵作品「恵比寿・大黒」（1930年制作／射水市指定文化財）



竹内源造記念館（射水市戸破）

10月	9月	8月	市議会のうごき
29日 決算特別委員会 22日 決算特別委員会 21日 決算特別委員会 16日 議会運営委員会	22日 議会運営委員会 19日 予算特別委員会 18日 産業建設常任委員会 17日 福祉病院常任委員会 16日 議会運営委員会 12日 議会（一般質問） 11日 議会（代表質問） 11日 総務文教常任委員会 11日 議会運営委員会 8日 議会運営委員会 8日 議会運営委員会 3日 議会運営委員会 3日 議会運営委員会 1日 議会運営委員会 1日 議会運営委員会	27日 議会運営委員会 22日 議会運営委員会 18日 議会運営委員会 13日 議会運営委員会 1日 議会運営委員会	

議員定数決定

— 記名投票を初めて実施 —

9月定例会は、9月8日から22日までの15日間の会期で開催しました。

会計の決算認定については、決算特別委員会を設置し、継続審査とすることになりました。

この定例会では市長から提案された平成20年度射水市一般会計補正予算（第2号）などの議案20件、諮問3件のほか、請願1件、議員提案の議案6件を審議し、議員提案1件を除き、原案のとおり可決しました。各

議員提案のうち、射水市議会議員の定数を定める条例については、2案が提案され、記名投票による採決の結果、26人とする案を賛成多数で可決しました。

決算特別委員会を設置

平成19年度射水市一般会計のほか、特別会計9件、企業会計2件の各会計決算を審査するため、決算特別委員会を設置し9人の委員を選任しました。これらの案件は、12月までの閉会中の継続審査とし、その結果は12月定例会で報告されます。

《委員長》	東	保	力
《副委員長》	竹	内	美津子
《委員》	菅	野	清人
	伊	勢	司
	古	城	克實
	奈	田	安弘
	高	橋	久和
	義	本	幸子
	帯	刀	毅

予 算

○議案第63号 平成20年度射水市一般会計補正予算（第2号）

9億2,365万8千円増額 【歳入】地方交付税、繰越金など

【歳出】浸水緊急対策整備補助、新湊作道保育園増築、学校給食センター基本構想策定業務など

条 例

○議案第72号 射水市土地利用に伴う生活環境の保全に関する手続条例の制定について

秩序ある土地利用を推進するとともに、生活環境の悪化を未然に防止することにより、市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に条例を制定するもの

○議案第73号 射水市川の駅新湊条例の制定について

内川の歴史を生かしたまちづくりを目的に、市民の交流の場として活用するとともに、水辺から市街地への玄関口としての観光拠点となる川の駅新湊を設置しようとするもの

○議案第74号 射水市庄川水辺の交流館条例の制定について

庄川の自然に親しむことができる観光施設としての活用と市民相互の交流促進を目的に庄川水辺の交流館を設置しようとするもの

その他

○議案第82号 動産の取得について

取得価格 2,362万5千円（消防ポンプ自動車）

次の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

○社会保障費を毎年2,200億円抑制する方針の撤回を求める意見書

（要旨）

社会保障費は、平成14年度以降ほぼ毎年2,200億円抑制されてきている。平成21年度予算においても同様の方針が示されており、このままでは国民生活の安定が確保されなくなる恐れがある。社会保障制度に対する国民の信頼を回復し、だれもが安心して生活できるよう毎年2,200億円抑制する方針を撤回し、平成21年度予算において社会保障費予算が十分確保されるよう要望する。

○道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

（要旨）

地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備に支障が生じないよう次のとおり要望する。

- 1 地方では道路予算の約6割を一般財源と借入金で賄っている実態を踏まえ、地方税財源を拡充すること。
- 2 大都市に比べ遅れている地方の道路整備の需要に配慮し、道路予算を確保すること。
- 3 地方が自主的に使える地方道路整備臨時交付金制度の仕組みを維持し、更に拡充を図ること。
- 4 地方負担の軽減平準化を図るための地方道路整備臨時貸付金制度を継続すること。

議員定数は 26 人に決定

9 月定例会の最終日に議員から「射水市議会の議員の定数を定める条例の制定について」の議案が 2 案提出されました。一つは定数を 24 人とする案、もう一つは定数を 26 人とする案です。いずれも議長を除く記名投票による採決を行い、24 人とする案は退席した 1 人を除く 33 人での投票の結果、賛成 13 票、反対 20 票の反対多数で否決。26 人とする案は、退席した 5 人を除く 29 人での投票の結果、賛成 19 票、反対 10 票の賛成多数で可決となりました。（議長には表決権はなく、可否同数のとき裁決します。）

現在、議員数は定数特例を適用した 35 人ですが、次回の選挙（平成 21 年 11 月執行予定）からは 26 人となります。また、現在の議員は旧市町村の区域ごとに定数を定めた中選挙区制で選ばれていましたが、次回からは全市域を一つの選挙区として選挙します。

それぞれの案と採決の結果は次のとおりです。

	議案第 9 号 射水市議会議員の定数を定める条例の制定について	議案第 10 号 射水市議会議員の定数を定める条例の制定について
提 案 者	菅野 清人、中村 文隆、岡本 良幸、古城 克實 梶谷 幸三、高橋 久和、中川 一夫、石黒勝三郎	坂東 昭、伊勢 司、津田 信人、竹内美津子 中村 弘
提案理由	射水市誕生以前からの経過と現状を認識しつつ、合併後 1 期 4 年の期間も過ぎた次回の議員定数を考えた場合、「議員は選出された地区の代表だけではなく、市全体の住民の代表として機能すべきである。」との基本姿勢や議会が政策立案能力を高めるなど、より一層の議会の活性化を図ることが分権型社会での議会活動の鍵であり、本市の厳しい財政状況や人口・地形的規模を考慮し、本市議会議員の定数を 24 人とする条例を制定しようとするもの。	射水市は合併して 3 年目を迎え、向こう 10 年間の総合計画がスタートして間もない状況下で一体感の醸成途上にあり、幅広く民意を市政に反映させることが肝要であるが、財政改革を考慮し市政の更なる伸展を期すため、本市議会議員の定数を 26 人とする条例を制定しようとするもの。
結 果	否 決	可 決
	賛成 13 票 菅野 清人、中村 文隆、岡本 良幸、堀 義治 橋本 昌樹、古城 克實、梶谷 幸三、高橋 久和 泉田 恒男、藤井 喜義、中川 一夫、石黒勝三郎 大窪 長則	賛成 19 票 坂東 昭、吉野 省三、伊勢 司、津田 信人 赤江寿美雄、奈田 安弘、竹内美津子、新中 孝子 中村 弘、義本 幸子、高橋 賢治、野崎 義雄 中野 正一、四柳 允、小島 啓子、帯刀 毅 東保 力、嶋崎 栄治、瀧田 啓剛
退 席 等	反対 20 票	反対 10 票
	坂東 昭、吉野 省三、伊勢 司、津田 信人 赤江寿美雄、奈田 安弘、竹内美津子、新中 孝子 中村 弘、義本 幸子、高橋 賢治、野崎 義雄 中野 正一、四柳 允、小島 啓子、帯刀 毅 東保 力、津本二三男、嶋崎 栄治、瀧田 啓剛	菅野 清人、中村 文隆、岡本 良幸、堀 義治 古城 克實、梶谷 幸三、高橋 久和、中川 一夫 石黒勝三郎、津本二三男
退 席 等	呉松 福一	橋本 昌樹、泉田 恒男、藤井 喜義、呉松 福一 大窪 長則

議会一口メモ

表決(採決)の方法

本会議で議員が各案件に対する賛成又は反対の意思を表示し、これを集計することを表決といいます。表決には挙手、起立、投票などいくつかの方法がありますが、このうち投票によるものには、記名投票と無記名投票の 2 種類があります。記名投票は、議員が自分の氏名を明示して賛成票又は反対票を投票するもので、無記名投票は、議員の氏名を明示せずに投票するものです。記名投票は、会議録に賛成議員の氏名・反対議員の氏名が掲載されることから議員の政治的責任を明確にする制度とされています。

挙手や起立による表決の場合は、議長は賛成の多少を認定しますが、可否相半ばし、多少の認定が困難と思われるときは賛成、反対の数が明確になるよう投票表決をとることになります。

なお、通常の過半数議決の場合、議長には賛成、反対の意思を表示する表決権はありません。

代表質問（9月11日）

各会派を代表する4名
が登壇し、市政方針等
について質問しました。

（掲載 質問者順）



伊勢 司 議員
（自民クラブ）

と決してくるものと理解して
いる。

問 財政健全化法の各種指標の方向性について

答 すべて健全化基準を下回
っており、今後もおおむね
基準内で推移すると考えてい
る。

問 職員の定数削減と能力開発について

答 職員数は、合併当初より
81人減で、平成18年度からの
定員適正化計画の進ちよく率
は71・4パーセントである。
高度な政策形成能力等を持つ
人材育成を目指し、能力開発
に取り組みたい。

問 原油高騰などによる景気対策について

答 公共工事において著しい
価格変動に対応するための単
品スライド条項を運用し、請
負業者の不利益とならないよ
う努めている。中小企業へは
緊急融資の取扱期間を延長す
るとともに、融資限度額を引
き上げる。農林水産業につい

ては、県が行う土壌改良資材
の投入に対する補助金額に30
パーセント相当額を上乗せし
た助成を行うこととする。ま
た、国・県に対し、的確な対
策を要望していく。

問 集中豪雨被害の実態と今後の対応について

答 人的被害はなかったが、
家屋の床下浸水98棟、道路冠
水28箇所、市管理のアンダー
パス冠水14箇所等であった。
中長期的な対策の検討を目的
に関係部署で雨水対策検討委
員会を設置した。

問 公共交通機関に対する基本的考え方とパークアンドライドについて

答 ICカード等により公共
交通機関相互が連携するなど
きめ細かな施策で総合的な交
通体系の確立が必要である。
パークアンドライドは有効
で、JR駅付近に市営駐車場、
駐輪場を整備しているが、そ
の拡大は今後の課題である。

問 将来に輝く人づくりにつ

いて

答 小中学校では生きる力を
はぐくむことを目指してお
り、学校、家庭、地域社会が
一体となつて育成していくこ
とが重要である。

問 部活動への補助基準は

答 児童生徒北信越・全国大
会出場費補助金の交付要綱に
基づき交付している。高額な
備品は、市費で整備している。



問 市民協働について

①拠点施設としての公民館の
性格の変更について

答 現在は社会教育法に基づ
く施設だが、今後は地域づく
り活動を推進するため、コミ
ュニティセンターへの移行を
考えている。

②事務局機能の在り方に関する考え方について

答 地域振興会の事務局機能
が円滑に進むよう事務員数の
検討等充実を図りたい。



義本 幸子 議員
（自民議員会）

問 大雨による被害対策につ

答 関係部署で雨水対策検討
委員会を設置し、新たな雨水
計画の策定と応急的な対策の
検討を進めている。当面は、
雨水幹線への接続機能強化、
排水ポンプの設置などの応急
対策と災害情報連絡体制の整
備を図りたい。

問 射水ブランドについて

①射水ブランドロゴマークの
活用状況

答 市の封筒や印刷物等に印
刷しPRしているほか、民間
事業者から14件の使用申請が
あり、社名看板や社用車への
掲載など活用されている。

②射水ブランド戦略会議の内 容について

問 市長1期目の総まとめの
年である平成21年度の予算編
成方針を問う。

答 厳しい財政環境が続くと
予想されるが、総合計画の実
施計画に基づき各種事業を着
実に推進するとともに、市民
生活に直結した緊急性の高い
事業に重点配分していく。そ
のためにも行革に努める。

問 統合庁舎について

答 統合庁舎の必要性は市民
の間にかなり浸透している。
議会でも協議の場の設置など
で議論を重ねられればおのず

答 昨年度策定した射水ブランド推進計画の具体的な戦略プランを議論してもらう。

③東海北陸自動車道の全線開通による効果の在り方

答 観光だけでなく、対岸諸国に対する富山新港の役割は大きい。物流、企業誘致、観光客誘致等の施策を推進していきたい。

問 全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果報告について

答 富山県は全教科で全国5位以内であり、本市も同様に良好であったと言える。今後分析を行い、指導の重点などの方向性を明らかにしたい。

問 行財政改革の推進について

①進捗状況と今後の考え方

答 達成率は、市単独補助金の見直しが60・6パーセント、事務事業の整理合理化が53・8パーセントとおおむね順調に進んでいる。強固な行財政

基盤を目指し、行財政改革に取り組んでいく。

②人事評価のねらいと導入スケジュールについて

答 職員の能力や実績を適正に評価し、職員が能力を最大限に発揮することで組織目標の達成と職場の活性化を図ることをねらいとしている。現在、2回目の試行中で、下期には3回目の試行をし、来年度からの本格実施を目指している。

③公会計制度改革への対応について

答 本年度から財務書類の作成の基礎となる資産台帳の整備に取り組むなど、来年度の情報開示に向け作業を進めている。

問 指定管理者制度について

答 達成率は45・2パーセントとおおむね順調であり、来年度末で指定期間満了となる25施設は次期指定管理者の選定に向けた改善策を検討している。

問 地域振興会の現状と課題、その対応について

答 地区公民館を地域づくりの場、生涯学習の場、交流の場であるコミュニティセンターへ移行させたい。協働のまちづくり実現のため、交付金の交付、事務職員の配置、公民館利用促進等を支援しているが、さらに充実させたい。

問 消費生活相談に関する問題について

答 県消費生活センターと連携し対応しているが、今後相談体制の充実強化を検討していく。



菅野 清人 議員
(市民創政会)

問 市長と副市長の職務・権限と副市長二人体制について

答 市長の職務・権限は、地方公共団体を統轄しこれを代

表すること、地方公共団体の事務を管理し執行すること、法律で概括的に明示された事務を担任することである。副

市長の職務・権限は、市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、市長の職務を代理し、

職員の担当する事務を監督すること、市長の権限に属する事務の一部について委任を受け、事務を執行することである。

副市長二人体制の提案だが、事務の円滑な執行や効率的な運営を図る上で、現時点では一人体制が適切と考えている。

問 総合的な治水対策について

答 総合評価方式の中での災害協定・除雪契約の点数見直しについて

答 昨年11月から総合評価方式による入札を試行実施しており、工事成績などの企業

の施工能力のほか、市との災害協定への参加や除雪受託実績などを評価項目に挙げてい

る。災害時・積雪時における協力企業が増えることは、安全で安心な市民生活を確保する上で望ましく、今後ともそうした面を重視するよう努めたい。

②雨水貯留施設の啓蒙と補助金制度について

答 集中豪雨に対し、貯留施設や浸透施設等の雨水流出抑制施設は非常に有効であり、補助制度の導入も含めて検討する。

問 平成20・21年度歳入見通しと景気対策について

答 射水市行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、行財政改革推進会議の提言を踏まえ、市民サービスの一層の向上と継続的で自立した行財政基盤の確立に努めている。

②滞納者への徴収方法について

答 今後、悪質な滞納者につ

いては、訴訟を含めた方法や民間の知恵や力を借りて施策を講じることも重要であり、先進自治体の事例も参考にし対応したい。

問 学校給食調理方式の方針について

答 改築等により給食室を取り壊すことが予定されている学校は、新しい給食センターでの共同調理方式に移行し、既に改修済み及び大規模改造等によるものは単独調理方式で実施する。いずれの方式であっても学校給食の安全、安心の確保や地産地消を進めながら食育の推進に努めていきたい。

問 射水市民病院の経営について

答 市民の安心と病院運営の改善を両立させるには、市内で発生した救急疾患に常時対応できる体制を整備することと、医師会と連携し一次医療から在宅まで切れ目ない医療体制を構築することである。

現在、救急搬送の速やかな受け入れやICU体制の準備をしている。



小島 啓子 議員
(射水市社民党議員会)

問 学校給食問題について

①アレルギー食等への対応は

答 現在、市内の小中学校では、117人の児童生徒がいることを把握している。アレルギー食の対応については、個々に原因となる食品が異なるため、個別対応は困難を伴っているが、先進地では既に取り組んでいるところもあり、今後、調査研究するよう市学校給食センターに指示しているところである。

②小中学校の改築・改修については、現行の自校方式の継続を維持すべきでないか。

答 今後、学校改築等により

給食室を取り壊すことが予定されている学校は、新給食センターでの共同調理方式に移行し、既に改修済み及び大規模改造等によるものは、給食室も改修し、単独調理方式で実施する。

問 平和行政推進事業について

中学生の広島派遣事業を実施したい。

答 市内の7つの中学校のうち、昨年度は5つの中学校、今年度は3つの中学校が修学旅行で広島に行っている。また、別に2つの中学校が大阪において戦争講話を聞く機会を設けるなど平和意識の高揚に向けた取組を行っている。

問 妊婦健康診査の公費助成の拡充について

里帰り先での妊婦健診の公費助成制度を設けるべき。

答 現在のところ、県外の医療機関での妊婦健診は公費助成の対象としていない。妊娠後期の週産期は切迫流産や妊

娠中毒、貧血等の症状が発生しやすいことから、母体や胎児の健康確保を図る上で県外の里帰り先での妊婦健診の助成については必要性があると考えている。

問 介護保険制度の見直しについて

①7段階の段階別介護保険料の収納率の状況はどうか。

答 介護保険料全体の8パーセントに相当する普通徴収の収納率は、いずれの年度も第2段階及び第3段階の低所得者の収納率は低い状況である。

②介護保険料改定に向けては、現行の7段階を9段階にし、低所得者の保険料負担を緩和してはどうか。

答 第4期の介護保険料の見直しの中で、負担と給付の関係が明確な社会保障制度の趣旨や負担能力に応じた段階設定などの基本的な考え方、国から示される介護保険料設定の考え方などを踏まえなが

ら、今後、議会や推進委員会での意見を聞き、公平な保険料の負担の在り方について検討していく。

問 雇用促進住宅について

射水市の基本的な考え方は。

答 本年2月に譲渡購入希望の有無の照会があり、希望がなければ民間に売却あるいは廃止する旨の通知があった。いずれも老朽化している施設であり、購入については、今後慎重に検討し回答していきたい。

Question

一般質問 (9月12日)

6名が登壇し、市政全般について質問しました。

(掲載 質問者順)



坂東 昭 議員

問 バイオマスタウン構想に

ついて

①構想策定の進捗状況と基本となる利活用方法及び効果と目標を問う。

答 現在、実質的貯存量を把握するために、市内事業所へのアンケート調査を実施している。この後、利活用の方法を検討し、方向をまとめたい。また、事業化提案の募集も行っており、民間からの提案を期待している。循環型社会における継続的な産業として現実性のあるものを目指しており、12月には構想の概要を明らかにできると考えている。

②住民に対し、「バイオマス」自体を啓発する必要があるのではないか。

答 調査活動等により、関係業界における認知度は向上しており、今後、構想発表段階から広くPRに努め、市民への周知を図っていきたい。

問 地産地消に関連して

食の安全、食料自給率の向上が叫ばれる中、学校給食にお

いて、完全な契約制の導入により、米、野菜等の農産物を可能な限り地場産による全面供給ができないか。

答 学校給食に地場産品を取り入れることは鋭意努力しているが、安定した量を多品目にわたって生産する体制が必要であり、価格の問題もある。現在は、地場産の食材を使用する日を定めたイベント型の給食を実施している。また、主食の米飯については、給食費との差額を生産者、保護者、行政で負担し、おいしく良質の県内産コシヒカリを使用している。今後は、地元でさまざまな野菜を生産できる体制の確保とあわせ、新鮮な地元の魚も使用できるシステムの構築に向け、取り組んでいきたい。



竹内 美津子 議員

問 射水ブランドに関連して
①射水ブランドの啓発とブランド・ロゴマーク使用に関する問題点について

答 ブランドマークの着ぐるみや絵本、イメージソングを製作中であり、ロゴマークを活用しながら啓発を進めていきたい。ロゴマーク等は、その使用に関する要綱の中で、「射水ブランドの様々な取組を広くアピールするため市が制定したマーク」であるとしており、提供する商品やサービスの品質に対して認定、担保、証明するものではない。射水市の認知度向上、一体感の醸成を図るためのものであり、市内外の皆さんに愛し育てていただきたい。

②ブランド発信に合わせた地域連携による広域観光等の事業展開について

答 観光ルートの回遊性を高める広域連携の強化が必要であると考えている。現在、県西部地区観光協議会や飛越能経済観光都市懇談会など県西部を中心とした広域観光協議会に参加し、広域観光のPRや観光ルートのネットワーク化を図り、より魅力ある観光地づくりを目指しているところである。

問 教育施策に関連して

①教育長自身の教育理念について

答 国の教育方針が振り子のように揺れてきたのは事実と思う。それは口当たりの良い教育理念を振りかざし現実を見ることをおろそかにしてきた結果と考え、理念を声高に言うことで現実を見る目を曇らせてはいけないとの自戒の念を、ずっと持ち続けている。市における教育の究極は、子

どもたちが自立できる能力を、いかにつけるかということであると考える。

②全国学力テストの結果公表と活用について

答 全国学力・学習状況調査については、実態を正確に把握し改善に当たるという意味で、継続して行い検討していくことが大切と考える。結果については都道府県単位で公表し、各学校の実態と対応させて、指導に活用していくのが適当と思う。



古城 克實 議員

問 地球温暖化防止の取組について

①市民行動計画の理解度は

答 昨年4月に市民行動計画の概要リーフレットを全戸配布し周知を図ったところであ

り、市民の理解度は相当高いと考えている。今後とも実践してもらえよう引き続き啓発に努めていく。

②市民の取組状況について

答 主なものはマイバックを利用したレジ袋の削減である。また、電気量のチェック機能を有する省エネナビを活用した取組では、電気量20パーセント削減の効果を見ている。ほかに、一般家庭用の太陽光発電システムの活用やライフスタイルの見直しなどちよつとした取組を工夫しながら実践されていると考えている。

③射水市の目標値と方向性について

答 市民が地球温暖化をはじめとする各種環境問題に率先して取り組める実効性のある計画づくりを目指したい。また、子どもたちに対する環境教育も取組を強化したい。

④各家庭・お店に地球温暖化防止推進ステッカーを貼って

意識を高めれば

答 今後検討したい。

問 迷惑駐車について

①迷惑駐車の実状は

答 昨年12月から迷惑駐車等の防止に関する条例に基づき大江地区の5路線を迷惑駐車防止重点地区に指定したところ、迷惑駐車が減った反面、指定地区以外の所に駐車する場合が見られる。農作業を行う方々や地域住民の迷惑となる憂慮すべき問題であり、射水警察署と連携し交通ルールの遵守を呼びかけるなど啓発活動を行っている。

②指定路線の拡充について

答 地元自治会等の意見を十分に聴きながら射水警察署や関係機関とも協議していく。

③110番通報について

答 重点地区において違法駐車等をしている車両を見かけた場合、射水警察署(55局0110番)に連絡してほしい。警察署とタイアップして違法行為の排除に努めてお

り、今後ともこの通報制度を活用されるよう周知・啓発に努める。



津本 二三男 議員

問 学校の耐震化について

十箇年で予定されている耐震化計画を前倒しし、早急に耐震化を図っていただきたい。とりわけ耐震指標0.3未満の危険校舎は、大きな地震で倒壊の恐れがあり、ただちに取組むよう求めたい。

答 学校の耐震化は、速やかな対応が重要であると認識している。特にIS値0.3未満の危険校舎については、早急に対策を講じたいと考えており、国、県と相談しながら財源確保に努め、財政状況を勘案しながら取り組む。

問 学校給食について

本市は学校改築を機会に共同調理方式に切り替えようとしている。他の自治体では、学校改築を機会に順次、調理室を設置するなど、単独調理方式に向かっているところもでてきている。本市においても、食育の観点から単独調理方式に向かうよう求めたい。

答 改築などにより給食室を取り壊す学校は共同調理方式に移行することになっている。いずれの調理方式によるうともさらなる食育に努める。

問 雇用促進住宅について
政府は廃止計画を前倒して進めており、市内では太閤山、二口、堀岡、作道の8棟280戸が今回の廃止対象となっているが、入居者の生活を無視した一方的なやり方に、入居者は大変困惑している。廃止計画の撤回を政府に要請されたい。

答 すでに閣議決定されており厳しい状況であるが、国あるいは他の自治体の動向を見

極め対応していきたい。

問 旧太閤山小学校跡地について

旧太閤山小学校跡地の活用は、小学校を統合移転する際の太閤山地区への約束である。ようやく利用計画策定に着手されたが、遅きに失した感はある。太閤山地区と精力的に協議をし、速やかに計画をまとめるよう求めたい。

答 関係課で構成する「市跡地利用計画策定委員会」で作業を進めている。6月には太閤山地区自治会と意見交換の場を設けてもらったが、引き続き、地元と協議をしていきたい。



嶋崎 栄治 議員

問 市民生活の安心感の向上

に向けて

①今夏の豪雨被害対策について

答 8月16日の被害は高潮と満潮、集中豪雨が重なったことによるもので、その場合の対策が必要と考えている。今後、移動式ポンプ車の増強、常設ポンプの設置や雨水対策の検討などを行い、市民の安心感の向上に努めたい。



②小中学校施設の耐震化について

答 児童生徒の安全を考える上で速やかな対応が重要と認識しており、国や県と相談しながら財源確保に努め、積極的に取り組みたい。

③現有庁舎の耐震化について

答 6つの現庁舎のうち、小杉、新湊、下の3庁舎が耐震性能不足である。それぞれ重

要な事業を担う庁舎であるが、統合庁舎の課題や現庁舎の利活用の問題もあることから、総合的に対応していきたい。なお、布目庁舎は平成19年度に耐震補強工事を実施したが、市広報記事に反映されていなかったことはお詫びする。

④北陸自動車道小杉ICのETC出入口の増設について

答 小杉ICの出入口は、中日本高速道路株式会社が日常の利用交通量から判断して設置している。入口については、本年度中にETC入口を一箇所増設する予定と聞いている。出口については、利用状況が1日5千台から6千台であり、現在は増設は考えていないとのことであるが、ETC利用率が増加している現状から、増設を検討されるよう要望していきたい。

⑤ネーミングライツについて

答 健全財政の推進の一環と

して、市の資産の有効活用を図り、新たな財源を確保するとともに、地域経済活性化の観点からネーミングライツを推進している。施設の愛称命名権を付与するもので、施設名称を変更するものではないが、市民が混乱しないよう正式名称を併記するなど細心の注意を指定管理者に要請していく。今後とも施設の公共性や公益性の確保に十分留意するので、理解願いたい。



中野正一 議員

⑥豪雨対策について

問 雨水対策検討委員会では、市内の河川や排水路、用水をはじめ、浸水しやすい地域などを徹底的に点検するとともに、その結果に基づいてこれまでの治水対策を根本的に

見直して計画を策定してほしい。今回の豪雨では堀岡神明町で床下浸水などの被害があったが、現時点でどのような対策が考えられるか。また、海老江排水ポンプ場は総合計画に更新が計画されているが、早期に着手すると同時に、今後さらに集中豪雨の雨量が増えることを想定して排水機能や能力はもちろん都市下水路の容量やポンプ場から海へ排出する容量も検討して整備されたい。

答 堀岡神明町の当面の対策としては、せせらぎ水路を通じて雨水幹線に放流されている神通川左岸流域下水道処理水を大雨時には停止し、排水設備の負荷軽減を図りたい。また、学校等公共施設からの雨水流出抑制や貯留槽設置等による新たな浸水対策を検討したい。

海老江排水機場の更新事業の実施に当たっては、最近の降雨特性にも対応できる多様

な対策も合わせて検討していきたい。

問 全国学力テストについて
学力などの実態については、これまでのテストでおおよそわかっていることであり、むしろ抽出調査の方が内容のある調査ができ、効果が上がるのではないかと。そうすれば、公開、非公開の問題も起きないのではないかと。費用対効果の面も考え、この学力テストを続けることをどのように考えるか。

答 学力に関する状況、教育条件の整備状況、学習環境や家庭における生活状況等において、全国的な状況との関係を知り、その特徴や課題などを把握し、主体的に指導や学習改善につなげる機会としていきたい。

問答については決められた字数の範囲で議員が作成し、広報編集委員会で編集しました。

委員会報告

各常任委員会と予算特別委員会では、付託された案件について慎重に審査しました。また、所管の事務について、報告・説明を受けました。その内容の一部をお知らせします。

総務文教

常任委員会

公益法人等への射水市職員の派遣等に関する条例の一部改正について

問 公益法人等が公益的法人等に変ったことで、今までの派遣対象範囲に変化はあるのか。

答 この改正により、基本的に対象となる派遣先団体に変更はない。なお、派遣先団体については、規則で規定しているものである。

射水市陶房「匠の里」条例の一部改正について

問 この一部改正は指定管理者について規定するものだが、目的は何か。

答 昨年の改正では、使用料収入を市の収入にすることにしていたが、委託内容等も見直し、現行の「上下分離方式」に加え、市と民間のノウハウが共に生かされるよう「利用料金制」導入や職員配置について改正した。

問 専門職員はこれからも配置できるのか。

答 引き続き専門職員のノウハウは十分生かしていきたい。



福祉病院

常任委員会

射水市病院事業会計補正予算

について

問 委託料の補正内容を詳細に伺いたい。

答 収益的支出においては、病院の経営診断を専門業者に委託して実施するために要する経費を計上している。救急棟を改築するに当たり、その採算性を計るものであり、専門的な見地から提言を得ようとするものである。資本的支出においては、ソフトウェアの再構築やパッケージソフトの改修に要する経費を計上している。



問 経営診断の実施に当たっては、長期的な視点に立ち、しっかりと経営の内容を分析

の上で、黒字化に向けた努力をしなければならぬと思うがどうか。

答 医師、看護師、その他医

療従事者などで構成する病院経営改善委員会を設置し、院内内部においても経営改善に向けた方策を検討している。

市民環境

常任委員会

国民健康保険事業特別会計補正予算について

問 国からの指示の下に減額補正となっていると思うが、将来的に次期の保険料に影響はあるのか。また、被保険者数の変更はあるか。

答 6月議会に示した国民健康保険事業特別会計財政計画及び被保険者数については、現在のところ変わる見込みはないと考えている。

墓苑事業特別会計補正予算について

問 繰越金の1,700万円はどうして出るのか。

答 平成18・19年度で整備した太閤山公園墓苑の永代使用

料や管理料が予算見込み以上に入ってきたものである。

射水市土地利用に伴う生活環境の保全に関する手続条例の制定について

問 この条例制定の目的は何か。

答 秩序ある土地利用を推進し、生活環境の悪化を未然に防止するため、事業者と地域住民が事前に話し合い、生活環境保全のルールを守っていただくことである。

問 生活環境保全指定地域は市街化調整区域になるのか。

答 市街化区域か市街化調整区域かを問わず指定する。

問 指定地域内で事業活動を行う場合はすべて届出することになるのか。

答 すべての業種が対象となるが、適用除外の業種等も定めている。

問 新規事業者、既存事業者とも届出書を提出するのか。

答 どちらも届出書を提出してもらう。ただし、既存事業

者は説明会の開催及び生活環境保全計画書の規定を除外している。

産業建設

常任委員会

農業集落排水事業特別会計補

正予算について

問 工事請負費で大きな額の補正だが、理由は何か。

答 区域内で農家の分家住宅等が建築されるので、新規に工事を行うものである。これに伴い、歳入で分担金を増額することとなる。

射水市川の駅新湊条例の制定について

問 施設には駐車場がないがどう考えているか。

答 施設の向かい側に市有地の空き地があるので駐車場として整備する。他に、山王町公園等にも確保したい。

問 物産のテナントを募集するときに、販売するのは地場

産品に限るという条件をつけられないか。

答 そのように対応したい。



問 指定管理者の募集はいつからか。

答 この条例が可決されれば、10月から募集の手続をしたい。単に施設の管理だけでなく、自主事業のできるところにお願いしたいと考えている。

予算特別

委員会

平成19年度の実質公債費比率、将来負担比率について

問 実質公債費比率、将来負担比率をどのように分析しているか。

答 実質公債費比率については、早期健全化の基準はもち

ろんのこと、地方債の許可基準の18パーセントを超えることのないよう留意していく。

将来負担比率についても今後減らす方向で考えているが、合併特例期間は合併特例債の活用を図って事業を行う必要があり、この期間については若干数値に影響があるかもしれないが、現状を維持するよう対応したい。

スクールソーシャルワーカー事業について

問 補正の目的は何か。

答 スクールソーシャルワーカー事業が県委託事業となったことにより、ソーシャルワーカーの訪問回数を360回から480回に増やし、より充実させるものである。

木造住宅耐震改修支援について

問 支援の実績はどれくらいか。

答 耐震診断に対する補助は、平成18年度に1件、平成19年度に98件、今年度は8月

末までに24件である。

耐震改修に対する補助は、平成17年度に1件、平成18年度に2件、平成19年度に3件、今年度は8月末までに5件である。今年度は当初の見込数に達したことから、さらに5件分を予算措置したい。



老朽化している保育園の改修について

問 どのような保育園から改修していくのか。

答 太閤山保育園が一番古く次の計画として旧太閤山小学校跡地を用途に民間運営で移設を考えている。今後の整備計画については、民営化と併せて考えていく。



地籍調査について

問 公共事業や課税の観点からも地籍調査は重要であるが、市の実績はどうか。

答 市の進捗率は15・5パーセントである。公図の多くは明治時代に作成されたものであり、早期に地籍調査によって新しく作成する必要があることから今後、啓蒙、PRに努める。

大門コミュニティセンターについて

問 当初は休館を予定していたが、その後の検討で男女交互に利用することにしたと説明があった。間違いないか。

答 4か月間休館する予定だったが、女性用浴槽の改修であり、その間男性用浴槽を男女交互に利用することが可能なことから、休館せずに11月1日から男女交互利用することとした。10月市報に掲載して周知したい。

9 月定例会審議結果

議案

番号	件名	議決の結果
第63号	平成20年度射水市一般会計補正予算(第2号)	可決
第64号	平成20年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決
第65号	平成20年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	可決
第66号	平成20年度射水市老人保健医療事業特別会計補正予算(第2号)	可決
第67号	平成20年度射水市墓苑事業特別会計補正予算(第1号)	可決
第68号	平成20年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決
第69号	平成20年度射水市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決
第70号	平成20年度射水市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	可決
第71号	平成20年度射水市病院事業会計補正予算(第1号)	可決
第72号	射水市土地利用に伴う生活環境の保全に関する手続条例の制定について	可決
第73号	射水市川の駅新湊条例の制定について	可決
第74号	射水市庄川水辺の交流館条例の制定について	可決
第75号	公益法人等への射水市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	可決
第76号	射水市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	可決
第77号	射水市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する条例の一部改正について	可決
第78号	射水市下水道条例の一部改正について	可決
第79号	射水市陶房「匠の里」条例の一部改正について	可決
第80号	射水市監査委員条例の一部改正について	可決
第81号	射水市土地開発公社定款の一部変更について	可決
第82号	動産の取得について	可決

議員提出議案

番号	件名	議決の結果
第5号	射水市議会会議規則の一部改正について	可決
第6号	射水市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について	可決
第7号	意見書の提出について	可決
第8号	意見書の提出について	可決
第9号	射水市議会議員の定数を定める条例の制定について	否決
第10号	射水市議会議員の定数を定める条例の制定について	可決

諮問

番号	件名	議決の結果
第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	異議なき旨答申
第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	異議なき旨答申
第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	異議なき旨答申

認定

番号	件名	議決の結果
第1号	平成19年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第2号	平成19年度射水市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第3号	平成19年度射水市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第4号	平成19年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第5号	平成19年度射水市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第6号	平成19年度射水市墓苑事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第7号	平成19年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第8号	平成19年度射水市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第9号	平成19年度射水市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第10号	平成19年度射水市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第11号	平成19年度射水市水道事業会計決算認定について	継続審査
第12号	平成19年度射水市病院事業会計決算認定について	継続審査

報告

番号	件名	議決の結果
第10号	平成19年度射水市健全化判断比率の報告について	／
第11号	平成19年度射水市資金不足比率の報告について	／
第12号	平成19年度射水市継続費精算報告について(墓苑事業特別会計)	／
第13号	平成19年度射水市継続費精算報告について(水道事業会計)	／

請願

番号	件名	議決の結果
第1号	生産資材価格高騰に関する請願書	採択

人事案件

人権擁護委員の推薦

肥田 啓章氏(再任)
米田 恵子氏(再任)
藪田 齊氏(再任)

編集後記

新湊消防署の新庁舎に併設して射水市防災センターが間もなく完成します。初期消火や応急救護のほか、流水水路や煙道など災害の対処法を体験できるコーナーが設けられます。また、防災に関する情報やクイズなどの交流コーナーもありますので、市民の皆さんには、ぜひ、この施設を有効に活用し、災害に備えていただきたいと思います。

議会を傍聴しませんか

次回、12月定例会は12月9日(火)から開会します。本会議は、どなたでも傍聴できます。なお、本会議・予算特別委員会はケーブルテレビで放送しています。



広報編集委員会

委員長 中村 弘 副委員長 菅野 清人
委員 横堀 大輔・堀 義治・小島 啓子
奈田 安弘・義本 幸子・中村 文隆
古城 克實・岡本 良幸